

玉名市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 要件チェックシート

①あなたは主たる生計維持者ですか

はい

いいえ (主たる生計維持者の氏名: \_\_\_\_\_)

※主たる生計維持者が申請してください

②あなたを含み、何人の世帯ですか

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
<input type="checkbox"/> 単身世帯	111,000円	468,000円	<input type="checkbox"/> 5人世帯	252,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 2人世帯	155,000円	690,000円	<input type="checkbox"/> 6人世帯	288,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 3人世帯	183,000円	840,000円	<input type="checkbox"/> 7人世帯	326,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 4人世帯	218,000円	1,000,000円	<input type="checkbox"/> 8人世帯	359,000円	1,000,000円

収入限度額・資産上限額をチェックして次へ!

③あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか (確認できる最新の収入月額)

- 給料 (総支給額) ⇒ 給与明細表 \_\_\_\_\_ 円/月
- 売上 (個人事業の方) ⇒ 売上・経費がわかる帳簿等 \_\_\_\_\_ 円/月
- 児童手当 ⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等 \_\_\_\_\_ 円/月
- 児童扶養手当 ⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等 \_\_\_\_\_ 円/月
- その他の手当 ⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等 \_\_\_\_\_ 円/月
- 各種年金 ⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等 \_\_\_\_\_ 円/月
- 仕送り、養育費等 ⇒ 通帳記帳欄、額のわかる書面等 \_\_\_\_\_ 円/月
- 家族の収入 ⇒ 上記に準ずる \_\_\_\_\_ 円/月

はい

! 要チェック

②でチェックした収入上限額以内ですか?

合計 \_\_\_\_\_ 円/月

超えている場合は、受給できません。

④あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金 (定期預金含む) がありますか

- あなた名義の通帳 1 \_\_\_\_\_ 円
- あなた名義の通帳 2 \_\_\_\_\_ 円
- あなた名義の通帳 3 \_\_\_\_\_ 円
- あなた名義の通帳 4 \_\_\_\_\_ 円
- あなた名義の通帳 5 \_\_\_\_\_ 円
- ご家族名義の通帳 1 \_\_\_\_\_ 円
- ご家族名義の通帳 2 \_\_\_\_\_ 円
- ご家族名義の通帳 3 \_\_\_\_\_ 円
- ご家族名義の通帳 4 \_\_\_\_\_ 円
- ご家族名義の通帳 5 \_\_\_\_\_ 円

はい

! 要チェック

②でチェックした資産上限額以内ですか?

合計 \_\_\_\_\_ 円

超えている場合は、受給できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を

受給できる可能性があります。

裏面の必要書類を揃えて、玉名市くらしサポート課へ郵送またはご持参ください。(Tel.0968-75-1502)

! 他の審査項目があります

! 決定後、一定の求職活動等が必要です

# 玉名市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式1-1号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式1-2号)	○	
③	本人確認書類の写し	住民票	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付(総合支援資金の再貸付)が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ※不承認だった場合、不承認通知の写し	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式1-3号) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	求職活動関係書類	求職受付票(ハローワークカード)の写し(申請後でも可)	○ ※申請後でも可	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの) ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

## 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(くらしサポート課)の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける(要予約) ※
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ※

・ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。  
報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

※ 当分の間、これらの回数がそれぞれ月1回に緩和されます。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと